

個人住民税の税制改正についてのお知らせ

個人住民税(市県民税)は、前年1年間の所得に応じて課税される「所得割」と、所得の多少にかかわらず広く均等に一定の税額で課税される「均等割」とがあります。

この個人住民税については、「より広く、より薄く」という性格の税金であるという観点から改正が行われました。その主な点についてお知らせします。

平成17年度課税分からの改正点

▽配偶者に関する課税の見直し

1 妻に対する均等割非課税措置がなくなりました

市県民税の均等割を納める夫と同じ市内で生計を一にしている妻については、均等割が非課税とされていましたが、平成17年度からこの非課税措置が廃止され、一定の所得(非課税基準所得額)を超えている妻には均等割が段階的に課税されます。平成17年度は1/2の額(市県民税合わせて2,000円)、平成18年度以降は全額(市県民税合わせて4,000円)が課税されることとなります。

※非課税基準所得額

前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の方は市県民税が非課税となります。

控除対象配偶者及び扶養親族がいない人 28万円

控除対象配偶者及び扶養親族がいる人

家族の人数(本人+控除対象配偶者+扶養親族の人数)×28万円+17万6千円

2 配偶者特別控除の上乗せ部分が廃止されました

納税者本人の合計所得が1,000万円以下で、配偶者の所得が76万円未満(給与所得者の場合は収入141万円未満)の場合に適用される配偶者特別控除のうち、合計所得金額38万円以下(給与所得者の場合は収入103万円以下)の控除対象配偶者について配偶者控除に上乗せして適用される配偶者特別控除が廃止されました。

この2つの改正により、給与収入(パート・アルバイト収入等)がある妻にかかる税金(所得税、市県民税)、夫が受けられる配偶者控除・配偶者特別控除の基準額は、次の表のとおりになります。

給与(パート)収入 ※収入から65万円を控除した額が所得になります。	本人(扶養親族がいない場合の例)		夫の所得から			
	所得税	市県民税		配偶者控除	配偶者特別控除	
		均等割	所得割			
93万円以下(所得28万円以下)	かからない	かからない	かからない	受けられる	受けられない (※2)	
93万円超(所得28万円超)～ 100万円以下(所得35万円以下)		かかる (※1)	かかる			受けられない
100万円超(所得35万円超)～ 103万円未満(所得38万円未満)						
103万円(所得38万円)	かかる	かかる	かかる	受けられない	受けられる	
103万円超(所得38万円超)～ 141万円未満(所得76万円未満)					受けられない	
141万円以上(所得76万円以上)					受けられない	

注 ケースによっては、この表に当てはまらない場合があります。

※1の部分が「生計同一の妻に対する均等割の非課税措置の廃止」により新たに課税になる部分です。

※2の部分が「配偶者特別控除の一部廃止」により新たに控除が受けられなくなる部分です。

平成18年度課税分からの改正点

▽定率減税の見直し

平成11年度課税分から景気回復対策として導入されてきた個人住民税の「定率減税」の見直しが行われ、平成18年度の定率減税はこれまでの半分(所得割額の7.5%相当額。ただし、2万円が上限。)になる予定です。19年度以降分については景気動向等により検討されることになっています。

▽高齢者に関わる課税の見直し

高齢者と現役世代との世代間のバランスの確保や所得に格差のある高齢者間の世代間の税負担の公平を図る観点から、平成18年度課税(平成17年中の所得)分から次の点が改正になります。

1 老年者控除がなくなります

年齢65歳以上で合計所得金額1,000万円以下の方に適用されている老年者控除(所得税50万円・住民税48万円)が廃止されます。

2 65歳以上の人の公的年金等の所得計算が変わります

65歳以上の方について、公的年金収入から所得を算出する際の計算式が次のように改正されます。なお、65歳未満の方については現行どおりです。

平成17年度まで

年金収入金額(A)	年金所得金額
260万円未満	(A) - 140万円
260万円以上460万円未満	(A) × 75% - 75万円
460万円以上820万円未満	(A) × 85% - 121万円
820万円以上	(A) × 95% - 203万円



平成18年度から

年金収入金額(A)	年金所得金額
330万円未満	(A) - 120万円
330万円以上410万円未満	(A) × 75% - 37万5千円
410万円以上770万円未満	(A) × 85% - 78万5千円
770万円以上	(A) × 95% - 155万5千円

3 市県民税の65歳以上の非課税措置がなくなる予定です

65歳以上の合計所得金額125万円以下の方は、市県民税が非課税とされていましたが、平成18年度の市県民税からこの非課税措置が廃止されます。ただし、緩和措置として、平成17年1月1日に65歳以上で合計所得金額が125万円以下の方は、18年度は1/3課税、19年度は2/3課税となります。

以上の改正により、65歳以上で収入が公的年金等のみの方の市・県民税の非課税限度額は、次のようになります。

		17年度(16年分年金収入)	18年度(17年度分年金収入)から
市 県 民 税	均等割	2,666,667円まで非課税	1,480,000円まで非課税
	所得割	2,666,667円まで非課税	1,550,000円まで非課税
(参考) 所得税		2,280,000円まで非課税	1,580,000円まで非課税

※扶養親族や社会保険料等の控除がないものとした場合のものです。

